新旧条文対照表

例：診療所を移転する場合（主たる事務所も移転する場合）

新旧条文対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| （事務所）1. 本社団は、事務所を大阪市○○区

○○丁目１番１号に置く。第４条　本社団の開設する診療所の名称及　　　　　　　　び開設場所は、次のとおりとする。　　　医療法人　なにわ会　なにわ診療所　　　　大阪市○○区○○丁目１番１号　 | （事務所）第２条　本社団は、事務所を大阪市○○区　○○丁目２番２号に置く。第４条　本社団の開設する診療所の名称及　　　　　　　　び開設場所は、次のとおりとする。　　　医療法人　なにわ会　なにわ診療所　　　　大阪市○○区○○丁目２番２号 |

例：分院を新たに開設する場合

新旧条文対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 第４条　本社団の開設する診療所の名称及び開設場所は次のとおりとする。　　　医療法人　なにわ会　なにわ診療所　　　　大阪市○○区○○丁目１番１号　　　医療法人　なにわ会　なにわ　　　　　　　　　　　　　第二診療所大阪市○○区○○丁目２番２号 | 第４条　本社団の開設する診療所の名称及び開設場所は次のとおりとする。　　　医療法人　なにわ会　なにわ診療所　　　　大阪市○○区○○丁目１番１号 |

注意！！

現在、診療所以外の医療施設（病院及び介護老人保健施設）を運営している法人が新たに診療所を運営するために定款変更する場合は、変更条文は第４条だけではない。

定款で、「病院」と記載されている条文を「病院及び診療所」と変更する必要があります。

　　第３条（目的）、第４条の２（附帯事業）、第１９条（役員の選任）等

　　「本社団の開設する病院」　→　「本社団の開設する病院及び診療所」

例：所管官庁変更に伴う文言整理

（法人により異なりますが、５～７ヶ所修正を要するところがあります）

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 第１５条　３　本社団は、毎会計年度終了後三月以内に、事業報告書及び監事の監査報告書を大阪市保健所長に届け出なければならない。第１９条　　４（４）第一号又は第二号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを大阪市保健所長又は社員総会に報告すること。第３１条　この定款は、社員総会の議決を経、かつ、大阪市保健所長の認可を得なければ変更することができない。第３２条　３　第一項第一号又は第二号の事由により解散する場合は、大阪市保健所長の認可を受けなければならない。第３３条　２　清算人は、社員の欠乏による事由によって本社団が解散した場合には、大阪市保健所長にその旨を届け出なければならない。第３５条　本社団は、総社員の同意があるときは、大阪市保健所長の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。 | 第１５条　３　本社団は、毎会計年度終了後三月以内に、事業報告書及び監事の監査報告書を大阪府知事に届け出なければならない。第１９条　　４（４）第一号又は第二号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを大阪府知事又は社員総会に報告すること。第３１条　この定款は、社員総会の議決を経、かつ、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。第３２条　３　第一項第一号又は第二号の事由により解散する場合は、大阪府知事の認可を受けなければならない。第３３条　２　清算人は、社員の欠乏による事由によって本社団が解散した場合には、大阪府知事にその旨を届け出なければならない。第３５条　本社団は、総社員の同意があるときは、大阪府知事の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。 |

新旧条文対照表